

【令和7年4月から】児童発達支援の支給量（目安）の見直しについて（変更）

杉並区では、児童発達支援の利用にあたり、年齢ごとに一月あたりの支給量（目安）を定めてきたところですが、この年齢ごとの一月あたりの支給量（目安）を見直すこととしました。

令和7年4月からの児童発達支援の利用については、児童の心身の状態や保護者の利用意向などを踏まえ、個々の利用予定日数に応じて、支給量（支給日数）を決定します。

これからは、年齢ごとに支給量（目安）を設けるのではなく、子どもの発達課題を踏まえながら、利用により見込まれる効果を相談支援事業所（児童発達相談係）と確認した上で、児童発達支援の利用予定日数を児童支援利用計画案に記載の上、個別に支給量（支給日数）を決定します。

【変更前（令和6年度）】

一月あたりの支給量（目安）

年齢	支給日数
0～1歳児	5日
保育園、幼稚園等に在園している2歳児	5日
保育園、幼稚園等に在園していない2歳児	9日
保育園、幼稚園等に在園している3～5歳児	9日
保育園、幼稚園等に在園していない3歳児	19日
保育園、幼稚園等に在園していない4～5歳児	23日

【変更後（令和7年度～）】

児童の心身の状態や保護者の利用意向などを踏まえ、個々の利用予定日数に応じて、支給量（支給日数）を決定する。

【スポット利用と複数事業所の併用の考え方】

杉並区では、児童発達支援の利用にあたり、児童支援利用計画及び個別支援計画に基づき、子どもの発達課題に対する支援目標を設定し、同じ（1つ）事業所で総合的に支援していくことを基本と考えています。

スポット利用と複数事業所の併用については、事業所の療育方針等により、各事業所で受入れを判断しますが、具体的な利用にあたっては、子どもの発達課題を踏まえながら、利用により見込まれる効果を相談支援事業所（児童発達相談係）とともに検討していきます（支給日数の範囲内）。